

令和2年5月27日

各位

社会福祉法人豊悠福社会
施設長 井口 仁

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う緊急事態宣言解除後の
面会再開のご案内とお願い

記

前略 新型コロナウイルス感染禍の下、行動の自粛等、皆様方におかれましても心身共に
ご負担を重ねておられる毎日かと拝察いたします。

さて、4月7日より発令されておりました新型コロナウイルス感染拡大に伴います緊急事
態宣言が、5月23日を以って解除されることとなり、行動制限や一部の施設利用制限が緩
和されることとなりました。

当施設としましても、緊急事態宣言を受け、4月7日からお断りしておりました入所者と
の面会を**6月8日(月)**より再開させていただくことといたします。

ただ、緊急事態宣言が解除されたとはいえ、なお、コロナウイルス感染のリスクが消滅し
たわけではございません。当施設としましては、万一のクラスター発生へのリスクに備える
ため、面会は段階的に解除とさせて頂き、条件を付して実施させて頂く所存です。面会の条
件等につきましては、別紙「面会時のお願い」をご覧ください。

条件付きでの面会再開にきましては、未だ割り切れない思いでいらっしゃることも存じま
すが、感染リスクへの対応として、ご理解、ご協力をよろしくお願いたします。

尚、今後の状況によっては、面会等の対応が変更する可能性がございます。当法人ホーム
ページにて随時お知らせいたしますので、来館される際はホームページをご確認いただき
ますようお願いいたします。

草々

社会福祉法人豊悠福社会 ホームページ

<https://shoukan.jp>

右のQRコードからもご覧になれます。



令和2年5月27日

ご家族様 各位

社会福祉法人 豊悠福社会
セカンド・リビング祥雲館
ショートステイ・リビング祥雲館

面会時のお願い

まだまだ福祉現場では新型コロナウイルス感染リスクの低減が必要であり、緊急事態宣言が解除になったとはいえ、段階的な緩和措置が必要と考えます。引き続き感染防止の観点から、下記の協力をお願いいたします。

1. 面会実施について

- | | |
|----------|---|
| ① 時間 | 14時～16時 |
| ② 滞在時間 | 15分程度 |
| ③ 面会者の限定 | 親族（近親者）、1～2名程度 |
| ④ 面会場所 | 居室のみ（談話室は不可） |
| ⑤ その他 | 予約制ではありませんが、事前に連絡いただくとスムーズに案内させていただきます。 |

2. 面会に来られる方へ

下記の項目に該当される場合は面会をお断りさせていただきます。

- ・2週間以内に発熱の症状があった方
- ・2週間以内に感染の疑いのある人や濃厚接触者と接触があった場合

面会時のお願い

- ・検温の実施
- ・健康チェックシートの記入
- ・マスクの着用（本人、家族とも）
- ・手指消毒
- ・入所者との接触（手を握る、抱擁等）は控える
- ・涙や鼻水は直接拭わない
- ・居室の換気

以上